

気候変動対策に係る主な制度の 2020 年からの取組（主な改正事項等） に関するパブリックコメントの結果を踏まえた最終案概要

第 1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度） に関する事項（第三計画期間（2020-2024年度）に適用する事項）

（最終案詳細は【別紙 2】，意見・回答の詳細は【別紙 5】参照）

○ 現行の基準排出量及び設定方法を継続

- ① 第三計画期間開始前に既に削減義務の対象である事業所
 - ・ 第二計画期間に適用されている基準排出量をそのまま継続
- ② 第三計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所
 - ・ 第一・第二計画期間の新規事業所の取扱いと同様に、「過去の排出実績」又は「都が設定している排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）」を用いて設定

＜パブリックコメントで寄せられた主な御意見と都の考え方＞

- ・ 現行の基準排出量を継続することに賛同。事業者による過去の努力が正しく反映されないため、現行の基準排出量を変更すべきではない。

⇒（都の考え方）対象事業所にとっての分かりやすさ等の観点は重要であり、専門家検討会においていただいた御意見や、今回いただいた御意見も踏まえ、パブリックコメントでお示した案といたします。

○ 第三計画期間の削減義務率を設定

事業所の特性や今後の省エネ余地等を踏まえ、区分ごとに削減義務率を設定

区分		第三期 削減義務率 (基準排出量比)	第三計画期間において実施する事項
区分 I-1	オフィスビル等 ^{※1}	27%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設は削減義務率を2%減（第二計画期間から第三計画期間にわたる激変緩和措置） ・ 第三計画期間からの新規参入事業所には、原則、第二計画期間の削減義務率（17%又は15%）を適用（経過措置有） ・ トップレベル事業所は削減義務率を1/2又は3/4に減少
区分 I-2	オフィスビル等 ^{※1} のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所 ^{※2}	25%	
区分 II	工場等 ^{※3}	25%	

※1 オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所(区分 I-2に該当するものを除く)

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分 I-1、区分 I-2以外の事業所

＜パブリックコメントで寄せられた主な御意見と都の考え方＞

- ・ 削減義務率は事業者が適切な努力で達成可能な水準に引き上げるべき。
- ・ 業種の特性を踏まえた緩和策を設けるべき。

⇒（都の考え方）削減義務率は都2030年目標の達成に向けた大規模事業所の目標排出量から設定。取組可能な省エネ対策の実施、低炭素電力の調達、バンキングや排出量取引の活用により、全ての事業所で達成を目指していただけると考えることから、パブリックコメントでお示した案で取組をお願いいたします。

○ 低炭素電力選択の仕組みの拡充

- ① 「低炭素電力（再エネ電力）」と位置付ける対象の追加（電力選択の多様化へ対応）
 - ・ 環境価値（非化石価値証書等）を活用した電力も、再エネを活用した電力と位置付け
 - ・ 電気事業者が供給する「電力メニュー」も低炭素電力の対象に追加（ただし、電気事業者が供給する電力全体の排出係数が0.37 [t-CO₂/千 kWh]以下であることが条件）
- ② 排出係数が0.37 [t-CO₂/千 kWh]以下の低炭素電力の調達時には、削減量として全量算定
 - ・ 第二計画期間に設定していた「削減量の活用上限」を撤廃
- ③ 再エネ電源割合の高い電力（30%以上）の調達時には、削減量の追加が可能（追加付与）

＜パブリックコメントで寄せられた主な御意見と都の考え方＞

- ・ 本仕組みを第三計画期間においても継続することに賛同する。
- ・ 省エネルギー対策の継続に加えて、再生可能エネルギーの利用拡大を推進していく方針に賛同

⇒(都の考え方)いただいた御意見も踏まえ、パブリックコメントでお示した案といたします。

○ バンキングの仕組み

超過削減量やオフセットクレジット等を翌計画期間に繰り越して、自らの削減義務の不足量への充当や、他事業所との排出量取引に利用することができる。

* 早期削減を促す観点から、制度開始当初からバンキングの仕組みを導入。同時に、継続的な追加削減を促進する必要もあり、バンキングを無期限に認めることは、後期における追加的な実削減への影響が懸念されることから、バンキングは「翌計画期間までに限り」可能とする。

＜パブリックコメントで寄せられた主な御意見と都の考え方＞

- ・ バンキングはこれまで早期削減に取り組んできた対象事業所の努力の結果であり、翌期までに限定すると、その成果を失うことになる。バンキングの繰越期限は撤廃すべき。

⇒(都の考え方) 第三計画期間は「更なる追加削減を期待するステージ」であること等から、パブリックコメントでお示したとおり、現行の規定である「翌計画期間限り」とする案で御協力をお願いいたします。

第2 地球温暖化対策報告書制度に関する事項

(最終案詳細は【別紙3】、意見・回答の詳細は【別紙6】参照)

○ 優良な事業者を評価する仕組みの導入

- ・ 事業者の取組意欲を喚起するため、評価・公表制度を新たに導入
- ・ 特に優良な事業者（原単位・総量ともに1.3%以上改善）には「ランク」を付与し、公表

○ 再エネ利用に関する報告義務を新設し、利用状況を評価に反映

- ・ 需要側の取組促進を図るため、低炭素電力の調達やオンサイトでの再エネ設備を設置する事業所の状況を把握し評価

＜パブリックコメントで寄せられた主な御意見と都の考え方＞

- ・ 事業者の努力を適切に評価・公表する仕組みは削減意欲の向上にもつながり、賛成する。
- ・ 再エネ利用の報告義務の新設に異論はないが、排出量削減の目的を逸脱しない運用を 等

⇒(都の考え方)いただいた御意見も踏まえ、パブリックコメントでお示した案といたします。

第3 建築物環境計画書制度に関する事項

(最終案詳細は【別紙4】、意見・回答の詳細は【別紙7】参照)

○ 建築物環境計画書の提出対象の見直し(拡大)

- ・提出義務対象の拡大(延床面積5,000㎡超 → 2,000㎡以上)
- ・延床面積2,000㎡未満の建物は、任意での計画書の提出が可能

○ 再生可能エネルギーの導入検討義務に関する見直し

- ・再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討義務対象の拡大(延床面積5,000㎡超 → 2,000㎡以上)
- ・再生可能エネルギーを含む電力の利用に関する検討義務を導入

○ マンション環境性能表示の対象の拡大

- ・住宅用途2,000㎡未満のマンションにおいても、建築物環境計画書を任意で提出した上で、販売等を目的とする広告への表示を行うことが可能

○ 省エネルギー性能評価書に関する見直し

- ・建物の環境配慮に係る性能をより分かりやすく表示(再生可能エネルギーの利用、建物の長寿命化、緑化に関する評価の追加等)

○ 省エネルギー性能の評価に関する見直し

- ・省エネルギー性能評価の最高ランクとなる「ZEB評価」を新設(非住宅用途)

＜パブリックコメントで寄せられた主な御意見と都の考え方＞

- ・建築物環境計画書の対象拡大は建築物省エネ法の適合義務対象に合わせる改正であり、賛成
- ・再エネ電力の利用に関する検討義務の導入に賛成
- ・再エネ設備の導入に関する検討義務の拡大には反対 等

⇒(都の考え方)再エネ導入拡大に向けては、建築物環境計画書の対象者による導入検討は必要であり、パブリックコメントでお示した案で御協力をお願いいたします。